

# 中国最新法律 Newsletter

Vol.38



## Contents

1 **国際法務**

センシティブ個人情報の識別ガイドラインに関する一考察



2 **新法紹介**

1 増値税法

2 国家市場監督管理総局による「会社登記管理実施弁法」

3 台湾地区の裁判所による民事判決の承認及び執行に関する最高  
人民法院による規定（改正）



3 **中国からの風便り**

新たな芽吹き



## センシティブ個人情報の識別ガイドラインに関する一考察

弁護士法人大江橋法律事務所  
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

## 一、総論

## 1. センシティブ個人情報を巡る近時の動向

中国の個人情報の越境移転規制については、2024年3月22日付で「データ越境の流動促進と規範に関する規定」(以下「流動促進規定」といいます。)が公布、同日付で施行され、また併せて関連ガイドラインが公表されました。これら一連の規定により、個人情報の越境移転に伴う対行政当局対応の条件が大幅に緩和され、日本企業を含む外資企業の負担も軽減される結果になりました。

他方、個人情報の中でも慎重な取り扱いが求められる「センシティブ個人情報」(中国語: 敏感个人信息)については特段緩和されていません。また我々の日頃の業務においても、通常の個人情報については流動促進規定の基準に基づく判断が比較的容易ですが、センシティブ個人情報については、具体的にどういった情報がその範疇に入るのか、更に形式的には該当するものの具体的な事案の中で果たして本当にセンシティブ個人情報に該当すると判断すべきか、判断が難しいところがあります。

上記のような状況の中、少し前の話にはなりますが、2024年9月14日付で、全国ネットワーク安全標準化技術委員会から、「センシティブ個人情報識別ガイドライン」(以下「識別ガイドライン」といいます。)が公布されました。識別ガイドラインは正式な法令ではありませんが、関連する法令や国家標準による識別基準がない現状では一定程度参考にすることができます。そのため、以下では、当該ガイドラインのポイントについて、簡単に実務の視点も踏まえつつ解説します。

## 2. 識別ガイドラインの構成

識別ガイドラインは、主に「センシティブ個人情報の識別ルール」と「典型的なセンシティブ個人情報」について規定しています。センシティブ個人情報の識別ルールでは、複数の視点からセンシティブ個人情報への該当性の判断基準が示されています。典型的なセンシティブ個人情報では、それに該当する典型的な情報類型について規定し、更に別紙として同情報の例示表が付されています。

## 二、センシティブ個人情報の識別ルール

識別ガイドラインによれば、以下のような判断基準に従ってセンシティブ個人情報への該当性を判断するものとされています。

## 1. 権利侵害の性質に照らした判断基準

① ひとたび漏洩し又は不法に使用されれば、個人の人格の尊厳に対する侵害を引き起こしやすい個人情報  
個人の人格の尊厳に対する侵害を引き起こしやすい場合の具体例としては、個人のネットアカウントへの不正侵入、通信詐欺、個人の名誉への侵害や差別的取扱(例えば個人の性的志向、病歴等の履歴情報の漏洩等により引き起こされる差別的取り扱い)等が挙げられています。

② ひとたび漏洩し又は不法に使用されれば、個人の人身の安全が損なわれやすい個人情報  
例えば、個人の位置情報や移動履歴等が挙げられます。もし個人の位置情報が漏洩し又は不法に使用された場合、個人の人身の安全が損なわれやすいといえます。

③ ひとたび漏洩し又は不法に使用されれば、個人の財産の安全が損なわれやすい個人情報  
例えば、金融口座情報等が挙げられます。もし銀行の口座情報が漏洩し又は不法に使用された場合、個人の財産の安全が損なわれてしまいます。

## 2. 情報の類型に照らした判断基準

識別ガイドラインで定める「典型的なセンシティブ個人情報」に該当する場合には、センシティブ個人情報に該当するものとされます。但し、それらの個人情報が上記一番目の識別ルールで定める①～③の事由いづれにも該当しないことを示す十分な理由と証拠がある場合、センシティブ個人情報に該当しないものとされます。

## 3. 情報の融合に伴う性質の変化に照らした判断基準

一つの個人情報を単体で見れば一般的な個人情報に過ぎないものの、個人情報が複数集約又は融合することにより全体としての属性に変化がみられる場合、その属性の変化を考慮しなければならず、集約又は融合された全体的な個人情報が漏洩又は不法に使用されることで個人にもたらされる影響を分析したときに上記一番目の識別ルールで定める①～③の地涌のいずれかに該当する場合には、全体的な個人情報がセンシティブ個人情報と見做されます。例えば、BtoCビジネスにおける顧客の氏名が単体では一般的な個人情報ですが、

それが百万件前後まで集約された場合が挙げられます。

#### 4. 法律規定に基づく判断基準

法律法規にて別途センシティブ個人情報であると規定する場合には、同規定に従うことになります。

以上の4つの識別ルールは、基本的には中国の個人情報保護法で定めるセンシティブ個人情報の定義の内容を権利侵害の内容や情報の類型に照らして分類、整理したものです。もっとも、実務上の意味を考えると、形式的にはセンシティブ個人情報の範疇に入るものの事案の具体的な状況に照らすと同個人情報とは言い切れない場合も比較的多くあります。そのため、今回の識別ルールにおいて該当しない場合における判断要素が提供されたという意味では、各企業にて実際の判断をする際にも有益な内容と思われま

### 三、典型的なセンシティブ個人情報

#### 1. 類型

識別ガイドラインによれば、典型的なセンシティブ個人情報として以下のような分類がされています。

(典型的なセンシティブ個人情報の類型)

類型	内容
生物識別情報	個人の物理的、生物的又は行為的特徴に対する技術的処理により得られた個人情報であって、それ単独又は他の情報と組み合わせることにより個人を識別できるもの。例えば、遺伝子情報、人の顔情報等が挙げられます。
宗教信仰情報	個人が信仰する宗教、宗教組織、宗教活動に関連する個人情報
特定身分情報	個人の人格的尊厳や社会的評価に対し重大な影響を有する又はその他公開に適さない身分情報（特に社会的差別につながる可能性のある特定身分情報については、例えば、身体障害認定を受けた個人の情報等が挙げられます）。
医療健康情報	個人の通院履歴、身体的又は精神的な健康状態に関連する個人情報
金融口座情報	個人の銀行、証券等の口座及び口座資金取引関連の個人情報

位置情報や移動履歴情報	個人の一定期間内における具体的な地理的位置、活動地点及び活動履歴の移動及び変化によって構成される連続的な履歴情報
14歳未満の未成年の個人情報	
その他のセンシティブ個人情報	上記情報以外に、ひとたび漏洩し又は不法に使用されれば、個人の人格の尊厳の侵害を引き起こしやすい、又は人身、財産の安全が損なわれやすい個人情報。

#### 2. 典型例

識別ガイドラインでは、別紙として典型的なセンシティブ個人情報の類型別の例示表が付されています。センシティブ個人情報の例示表は、2020年に公布、施行された「情報安全技術・個人情報安全規範2020」（GB\_T 35273-2020、以下「安全規範」といいます。）という国家標準でも公開されており、基本的には2020年の安全規範と同じに内容になっています。もっとも、識別ガイドラインの例示表では、2020年の安全規範の例示表に記載されていたウェブサイトの閲覧記録、アドレス帳、友人リスト、グループチャットのリストが列挙されていません。なお、識別ガイドライン作成にあたっての参考文献として2020年安全規範が挙がっています。

#### 四、最後に

今回の識別ガイドラインでは、依然として明確にされていない内容があるものの、全体としてみれば、実際の企業活動の場面でしばしば問題となりながらも、その判断要素に乏しかったセンシティブ個人情報の該当性判断に一つの手がかりを与えてくれるものと考えられます。センシティブ個人情報の中には、その性質や数量次第では、重要データという別の概念に変化する場合もあるため、日々の実務においても引き続き注目していく必要があると思われま

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

### 1 増値税法

### 2 国家市場監督管理総局による「会社登記管理実施弁法」

### 3 台湾地区の裁判所による民事判決の承認及び執行に関する最高人民法院による規定（改正）

#### 1. 増値税法

2024年12月25日、国家主席令第41号として「増値税法」が公布され、2026年12月25日より施行される。増値税法は、税収の「法定主義」を徹底したもので、現在有効な「増値税暫行条例」（増値税法の施行とともに同条例は廃止される）や「營業税から増値税への全面的徴収の試行に関する財務部、国家税務総局による通知」の規定内容を吸収し、18種の税のうちの14番目の租税法律として打ち出された。

増値税法は、総則、税率、納税すべき金額、税収優遇、徴収管理、付則の計6章38条から構成されている。総則の部分では、課税対象範囲の分類を調整し（加工、修理部品交換作業労務が役務に統合される。）、国内で発生する課税取引の範疇を明確にし、さらに増値税の金額が取引の証憑にて明記される必要があるとされている。税率の部分では、簡易課税の方法が適用される場合一括して3%の税率が適用されることが明確にされて、1つの取引について複数の税率等が関係する場合、課税取引の主要業務に従い、税率と徴収率を適用するとされた。また課税金額の計算方法と売り上げの査定方法も従前の規定より明確にされている。また税金徴収の規定では、課税地の確定方法の明確化や電子発票に関する規定の追加がなされている。

（全国人民代表大会常務委員会 2024年12月25日公布、2026年1月1日施行）

#### 2 国家市場監督管理総局による「会社登記管理実施弁法」

2024年12月20日、国家市場監督管理総局により「会社登記管理実施弁法」（国家市場監督管理総局令第95号、以下「実施弁法」という）が公布され、2025年2月10日より施行される。主な内容は以下の通りである。

##### (1) 会社登記管理の要求の明確化

会社登記機関は、全国統一の市場を構築するという要求に従って、規範的に職務を遂行し、誠実で安全な市場秩序を守らなければならない。同時に、会社の登記や登録をする時、申請人は提出材料の真实性、合法性と有効性に対して責任を負わなければならない。

##### (2) 改正会社法及び関連行政法規に関する規定要求の細分化

まず、会社の登録資本金の納付に関する要求を細分化する。

「実施弁法」では、有限責任会社であれば株主が新たに資本金を納めるまでの5年間の期間、株式会社であれば資本金の増加後に資本金の変更登記の期間などが定められている。次に、会社の届出義務についても規定を設けて強化している。監査委員会を設置して監事会の職権を行使する会社において董事の届出を行う場合、当該董事が監査委員会のメンバーであることを明記する。同時に、会社は法律に基づいて連絡員を登録して、効果的な疎通を確保しなければならない。またいわゆる「董監高」が在職資格制限事由に該当する場合、会社は直ちに本人の役職を解任して届出を提出しなければならない。

##### (3) 会社の登記手続の規範化

「実施弁法」はまた行政部門間でデータ共有の検証の確認方式、株主の死亡あるいは抹消の時抹消の登録方法などを定めている。

##### (4) 会社の登記管理とサービスの強化

別枠管理体制を細分化する。会社法施行前に營業停止等の記録がある企業など別冊管理の対象、手順、結果、登録回復の条件を明確にする。また、仲介業者の責任を明確にする。仲介機関は会社の登記などの業務に従事して国家の利益あるいは彼らの合法的な權益を損なうことを利用してはいけない。最後に、会社の營業許可証と社会信用コードの管理を統一する。

（国家市場監督管理総局 2024年12月20日公布、2025年2月10日施行）

#### 3. 台湾地区の裁判所による民事判決の承認及び執行に関する最高人民法院による規定（改正）

最高人民法院は、2024年12月25日付に「台湾地区の裁判所による民事判決の承認及び執行に関する最高人民法院による規定」（以下「新規定」という）を公布し、2025年1月1日から新規定が施行される。今回の改正は規定の合理性・実用性をより向上させ、台湾地区裁判所の判決・裁定の承認と執行に積極的な影響を及ぼすものになっている。主なポイントは以下の通りである。

(1) 申請者の範囲の更なる拡大である。新規定では、申請者の範囲を、当事者の相続人・権利受給者にまで広げる。つまり、財産の相続または債権債務の譲渡などの状況に関係するならば、新規定によって、当事者の相続人あるいは権利を受ける人も大



陸に来て認可と執行を申請する権利が認められている。

(2) 申請の認可と手続きの実行の更なる最適化である。新規定は第3条の中で1項を追加して、申請者が認可を通常の申請をした時、または直接執行を申請した時の人民法院の異なる処理方式を詳しく規定しており、人民法院の審査と解釈の義務を明確にする。新たに追加された第9条は、人民法院が申請書謄本を被申請人に送達する時間と被申請人が意見を提出する期限を明確にし、被申請人が意見を提出しない場合と延期を申請する場合について規定している。

(3) 申請書類の要求及び証拠認定規則の更なる明確化である。第6条は申請材料の要求をより明確かつ具体的にしており、当事者が一度にそろった材料を準備するのに役立つ、材料の不備による重複等の事態を減らすことになる。また、新たに第12条の

証拠の真正性認定に関する規定が設けられ、それにより証拠審査の効率が向上することが期待される。

(4) 裁定の不承認の状況がさらに明確化された。第16条により台湾地区法院の民事判決を認めない場合を増やした。詐欺によって判決を受けた場合、又は大陸人民法院が既に裁判又は仲裁機関が既に仲裁裁決を行った場合などが追加された。

(5) 「重複訴訟」に関する事項や実行の根拠がより明確にされた。第23条は一部認められた裁定はまた執行の根拠とすることができ、執行業務に更に明確な法律の指針を付与することになる。

(工業及び情報化部2024年12月17日公布、2025年1月1日施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依頼されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

先日、中国人の友人から嬉しい連絡がありました。なんとその友人が働く会社が米国のナスダックに上場したということです。私は、上場のニュースよりも、その会社の逞しさとスピード感に改めてビックリしました。というのも、2023年の夏に「中国からの風だより」の中の「商魂逞しい中国ベンチャー」というテーマで、苦境に立たされたこの会社の発想の転換と前向きな姿勢を取り上げたことがあったからです。

当時、中国の急激な政策変更と規制強化の影響で、その会社は、従来のビジネスモデルを引っくり返されてしまい、前途多難で従業員も半分に減っている状況でした。ところが、その会社は直ちに方向転換を図り、昔から儲からないビジネスとして誰も参入しなかったニッチな事業分野に参入し、そこに持ち前のテクノロジーを持ち込んで新たなビジネスを始め、中国国内のベンチャー株式市場に上場したのです。

私はその後の状況を特にウオッチしていませんでしたが、その会社は入念に準備をして米国上場を果たしていたのです。当然ながら、米国上場しても株主から支持を得られなければ退場を余儀なくされますが、非常にニッチな分野とテクノロジーを掛け合わせるという発想の転換と、数年かけて事業を伸ばしていくスピード感到感動を覚えました。

更に、上記の話とは別ですが、先月、中国のある若い事業家の人と食事をする機会があり、これから日本で展開しよう

としている環境ビジネスについてお話を伺いました。その際、私は彼が話すビジネスモデルの中に中国が全く出てこないことにとっても驚きました。というのも、数年前であれば、中国の方と話をすると中国国内ビジネスがいかに大規模で有望かという話をされることが多かったように思います。しかし、彼は、まずは東南アジア等の国々で自分のビジネスモデルが通用するかを実験し、その結果を踏まえて、他の国々で同じようなビジネスをする事業家とネットワークを結んでグローバルに展開したいと考えており、東アジアでの実験的市場として日本を考えているというのです。彼のビジネスが成功するかどうかは、私には分かりません。ただ、初めから自分の母国以外の国々で事業をすることを前提に発想していく考え方に、従来の中国国内型の発想に縛られない斬新な印象を受けました。

日本にいと、2024年の中国といえばネガティブな情報にしか触れませんが、現地にいる私の目からすると、中国の人達は2016年に私が上海に赴任した時と比べても、着実に質的な変化を遂げているように思われます。日頃、頭が固くなりがちな私自身、見習いたいと思う次第です。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： [info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。